

令和 2 年度

定期・行政監査結果報告書

教育総務部・学校教育部

所 沢 市 監 査 委 員



所 監 第 76 号

令和3年3月30日

所 沢 市 長 藤 本 正 人 様  
所 沢 市 議 会 議 長 末 吉 美 帆 子 様  
所 沢 市 教 育 委 員 会 教 育 長 大 岩 幹 夫 様

所 沢 市 監 査 委 員 渡 邊 豪

同 能 登 則 之

同 青 木 利 幸

同 大 石 健 一

### 定期・行政監査結果について（報告）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期・行政監査を所沢市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果について報告書を提出します。

## 第1 監査の種類

定期・行政監査

## 第2 監査の対象

教育総務部（教育総務課・教育施設課・社会教育課・スポーツ振興課・文化財保護課・生涯学習推進センター・所沢図書館）

学校教育部（学校教育課・保健給食課・教育センター）

## 第3 監査の目的

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行並びに経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

## 第4 重点監査項目

監査の実施に当たり、重点監査項目を次のとおり設定した。

- 1 契約・経理事務（法令遵守、委託業者対応関係）
- 2 事務管理体制（個人情報及び機密情報の漏えい・紛失）
- 3 支出事務（契約金額と相違する支払）
- 4 その他監査委員が必要と認める事務事業等

## 第5 監査の範囲及び対象事項

令和2年4月1日から令和2年11月30日までの財務に関する事務の執行及びその他の事務事業の執行

## 第6 監査の期間

令和2年12月11日から令和3年3月30日まで

## 第7 監査の実施内容

重点監査項目を設定し、試査又は精査による監査を実施した。

また、対象部署の長に対し提出を求めた資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、疑問点等を対象部署に確認するとともに、令和3年1月20日に関係職員から説明聴取を行った。

さらに、令和3年1月15日に物品等調査及び施設調査を行い、実査による検証確認を行った。

なお、施設調査を実施した施設の一覧は、別紙のとおりである。

## 第8 監査の結果

### 1 教育総務部

監査の対象となった事務事業については、適正に執行されているものと認められた。

なお、今後検討を必要とする事項として、下記のとおり要望する。

#### (1) 要望事項

##### ①航空記念公園野球場における修繕費について

航空記念公園野球場の施設管理については、平成18年に「所沢航空記念公園野球場管理に関する覚書」を埼玉県と締結し、施設の改修や修繕の費用を市が負担している。

県の施設であることから、県への修繕等に係る費用の負担を要望し、また、市の修繕範囲を明確にするなど覚書の内容について、今後研究されたい。

[スポーツ振興課]

②生涯学習について

生涯学習は、基本的にソフト事業であることから、生涯学習推進センター施設に限らず、各地区の公民館等を生涯学習の場として利用することも十分に可能である。

社会状況が変化している中で、生涯学習のあり方、意義、目的、方法等について更に研究されたい。

[生涯学習推進センター]

2 学校教育部

監査の対象となった事務事業については、適正に執行されているものと認められた。

なお、今後検討を必要とする事項として、下記のとおり要望する。

(1) 要望事項

①教職員の健康管理について

教職員の健康維持増進のため、引き続き適正な健康管理に努められたい。

[保健給食課]

②任期付職員の採用について

教育現場におけるICTの活用が推進され、本市でも全児童・生徒にコンピューター端末等の準備が進められているところである。

しかしながら、現状の体制ではICT環境整備等に対する対応に苦慮することが考えられることから、専門的な分野に精通する民間のノウハウを持った人材の任期付採用等について検討されたい。

〔教育センター〕

## 第9 未措置事項等

平成26年度の定期監査結果の指摘事項及び注意事項における未措置及び処理結果報告が未了事項のうち、是正が進んでいない事項については速やかに対応されたい。

### 1 指摘事項

- (1) 所沢市パークゴルフ場については、地方自治法第244条の2に基づき適正に管理されたい。

〔教育総務部スポーツ振興課〕

- (2) 林運動場については、借地期間が長期間にわたっており、事実上、公の施設でもあることから、今後の運動場の存続や管理方法など将来的な運営について早急に検討されたい。

〔教育総務部スポーツ振興課〕

### 2 注意事項

- (1) 市から学校及び教員等への委託については、業務内容を検討し適正に事務処理されたい。

〔学校教育部学校教育課〕

〔学校教育部保健給食課〕

〔学校教育部教育センター〕

調 査 施 設 一 覧

令和3年1月15日 実施

教育総務部

市民体育館

総合運動場

北中運動場

林運動場

所沢航空記念公園野球場（埼玉県施設）

埋蔵文化財調査センター

柳瀬民俗資料館

生涯学習推進センター

学校教育部

教育センター